

『2017年版 司法試験・予備試験 完全整理択一六法 民法』  
お詫びと訂正

以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2017年5月29日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
447	下から3行目	成立し、当該物の所有者が、自己と委託者との間に同契約に基づく……	成立し、当該物の所有者が、自己と <b>受託者</b> との間に同契約に基づく……	2017.05.19
94	下から8行目	……（最判昭 38.10.30）、債権者が目的物を占有しているというだけで、被担保債権に対する被担保債権が時効消滅しないということはない	……（ <b>最大判</b> 昭 38.10.30）、債権者が <b>留置権</b> の目的物を占有しているというだけでは、 <b>留置権の行使にとどまり、被担保債権を行使するものではないから、被担保債権の消滅時効の中断などの効力は生じない</b>	2017.02.23
475	図表＜使用貸借と賃貸借の比較＞、9列目、2行目	借主の原状回復収去義務あり（616、594 I）	借主の原状回復収去義務あり（616、 <b>598</b> ）	2017.02.04
588	図表中、「期間その他取消制限」の列、「再婚禁止期間内の婚姻（733 I）」の行が交差するセル	前婚の解消・取消しの日から100日経過後又は女の懐胎後 →取消不可（746）	前婚の解消・取消しの日から100日経過後又は女の <b>出産</b> 後 →取消不可（746）	2016.09.28